

藤枝市介護保険条例の一部を改正する条例

藤枝市介護保険条例(平成12年藤枝市条例第11号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「平成30年度から平成32年度までの各年度」を「令和元年度及び令和2年度」に、「28,350円」を「23,625円」に改め、同条中第3項を第5項とし、第2項の次に次の2項を加える。

- 3 第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度及び令和2年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、33,075円とする。
- 4 第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度及び令和2年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、45,675円とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第4条第2項から第4項までの規定は、令和元年度分の保険料から適用し、平成30年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。